

# 一宗課金の取扱について

## 一宗課金納入告知書発行について

毎年4月1日現在で各寺院別に一宗課金台帳を作成し、当年度分の一宗課金納入告知書を各ご寺院宛に、教務所を経由して発行いたします。

## 納期について

毎年3月31日

## 報奨金について

- (1) 一宗課金を8月31日までに全額納入いただきますと、報奨金差引き入金扱いとなります。(ゆうちょ銀行等公的金融機関の消印は有効、教務所での受理分も同様の取り扱い)
- (2) 報奨金は、当該年度通常課金のうち、均等割課金および等級割課金の5%です。報奨金は、一宗課金の納付をもって交付いたします。
- (3) 過年度において滞納課金がある場合は、報奨金交付対象寺院となりませんので、ご注意ください。

## 滞納金について

- (1) 一宗課金をその年度内に納入いただけなかった場合は、当該寺院に延滞金が付加されます。
- (2) 滞納課金のある寺院においては、毎年5月頃に毎年度当初の滞納課金総額に下記記載の延滞金を付加して、滞納通知書を教務所経由にて発行いたします。
- (3) 延滞金の徴収基準は、次のとおりとなります。

滞納年数	1年	2年以上	5年以上
延滞金徴収率	100分の10(10%)	100分の15(15%)	100分の20(20%)

※滞納年数は、納入すべき一宗課金の納入年度を経過した時点で1年を加算し計算いたします。

- (4) 滞納課金が、多年度にわたり発生しているときの延滞金の算出については、毎年度当初の滞納課金総額に最も古い滞納年数に応じた延滞金徴収率を乗じて得た額となります。

## 申請の不受理

一宗課金滞納寺院の住職および所属する教師にかかる申請書類は、宗門法制の定めにより不受理扱いとなり、書類を返却することがありますのでご承知おきください。

## お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105